明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

一　地域再生計画の作成主体の名称　名寄市
二　地域再生計画の名称　名寄市立大学を活用した地域のケア力向上プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　名寄市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千九百八十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三笠市
二　地域再生計画の名称　地域資源を活用した食による三笠ブランド確立事業
三　地域再生計画の区域の範囲　三笠市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千四百三十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　恵庭市
二　地域再生計画の名称　田園と都市の融合ガーデンデザインプロジェクト　恵まれた庭のコンパクトなまちづくりへの挑戦
三　地域再生計画の区域の範囲　恵庭市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千四百三十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北広島市
二　地域再生計画の名称　知る・住む・働くプロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　北広島市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千六百六十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道二海郡八雲町
二　地域再生計画の名称　産業人材確保・育成「ＲＩＰＭＯ」創設計画
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道二海郡八雲町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千四百三十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道二海郡八雲町
二　地域再生計画の名称　八雲町産業人材確保・育成計画
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道二海郡八雲町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千六百六十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道山越郡長万部町
二　地域再生計画の名称　産学官連携による再生可能エネルギーを活用した先進的アグリビジネスプロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道山越郡長万部町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三千二百二十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道檜山郡上ノ国町
二　地域再生計画の名称　上ノ国町の魅力ある地域資源を活用した産業活性化及び交流人口拡大事業
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道檜山郡上ノ国町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千四百四十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道爾志郡乙部町
二　地域再生計画の名称　乙部町の魅力ある地域資源を活用した産業活性化事業
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道爾志郡乙部町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）